

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

申請について

当給付金は「プッシュ型通知」による支給を行いますので、原則として若狭町から児童手当を受給中の方は申請不要です。（高校生等の保護者の方や公務員の方は申請が必要な場合があります。裏面参照）

※支給を希望しない場合等は、所定の手続きが必要です。

1. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

2. 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、所得の高い保護者に支給を行います。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. 支給金額

対象児童1人につき、10万円です。（一括給付）

4. 支給時期

若狭町から通知を送付後、または申請書を若狭町が受付後に12月から順次支給を開始予定です。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. 支給方法

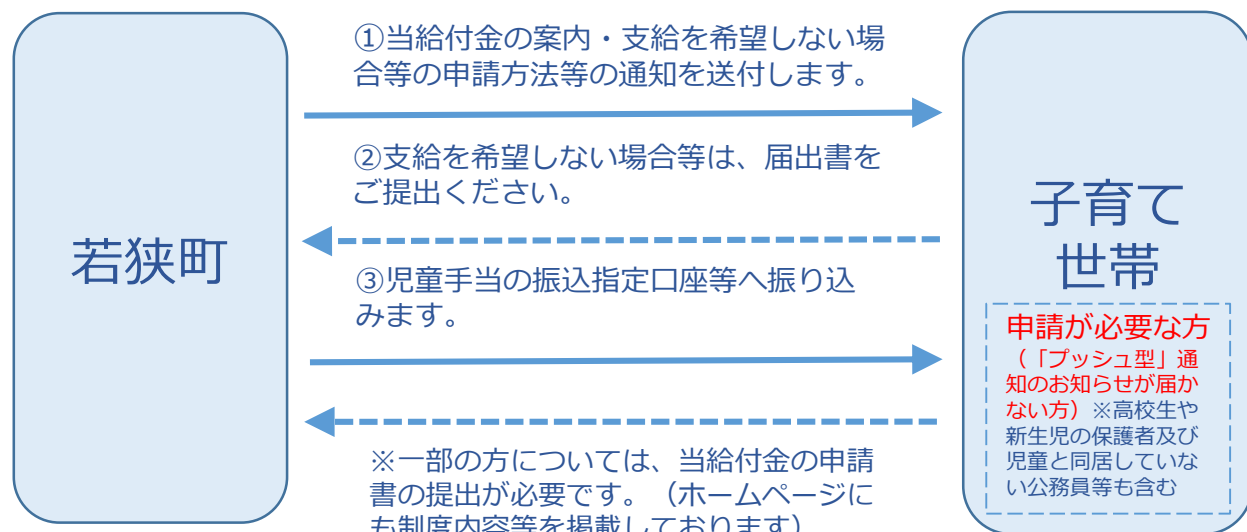
- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
・令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者
・当給付金の申請書で、別途指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、口座解約・氏名変更等を行った場合には当給付金の支給ができません。該当される場合は、裏面記載の窓口へ所定の様式にて届出をお願いします。

裏面も必ずご確認ください

若狭町では、12月以降に順次支給する予定です。

(申請が必要な方については、若狭町が申請書類を受付後に順次支給予定)



申請が必要な方(「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方)

以下に該当される方等は原則として申請が必要です。

- ・令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童を養育している保護者(保護者の所得が児童手当(本則給付)と同等未満の所得である保護者)
- ・令和4年3月31日までに生まれた、児童手当(本則給付)支給対象児童(新生児)の保護者
- ・児童と同居していない、児童手当(本則給付)を受給している公務員 等

このようなときは？

Q. 転居した場合の給付金の振込は？

A. 原則として、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。当給付金は、基準日(令和3年9月30日)時点での住所地市町村(特別区含む)から支給されますので、令和3年10月1日以降に転居された方は、ご不明な点があれば転居前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもと一緒に避難している場合は？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、若狭町で当給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者(DV加害者)のいる市町村に連絡する必要もありません。

※当給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせ窓口



若狭町役場 福祉課 子ども・若者支援室

電話：0770(62)2704

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに若狭町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに若狭町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。